

をどう取り上げていくかという問題をひとつ取り上げていく。それから先ほど触れました、相当、われわれの国民生活というか、消費生活というか、向上しておられます。このわれわれ個人の生活を取り巻きます生活環境、社会的な施設というものが非常におくれてありますので、この生活環境というもにどういうふうにして整備していくべきか。この消費者の保護の問題、それから生活環境をどういうふうに整理していくべきか、この二つの問題を、国民生活向上対策審議会でもちまして、二つの部会で、現在取り上げて御審議を願っているわけでございます。

そういうことで、消費者行政の推進ということが、経済企画庁として、一つの大手な行政の問題になつて、いつあるわけでございますが、どうも従来は、御承知のように、いろいろな行政というものが、産業の発達といいますか、産業の充実といいますか、そういう面から、いろいろこの問題が取り上げられてきまして、消費者の立場といいものに重点を置きましてできた行政というものが、ややおくれているのじやないかということがいわれているわけであります。その意味におきまして、そういう行政をやる上からいきまして、どうしても国民生活の実態と、この消費者にとりまして、どうしても相違ないかといふふうにいわれるわけであります。

政府も要望いたしますし、民間におきまして、どうしても国民生活の実態につきまして、総合的な基礎的な研究をやる機関がほしいというふうな意味であります。そういうふうな意味で、これまでまた痛切に感じております。御承知と思いますが、一般お配りいたしました「国民生活白書」というようなものを、経済企画庁としては数年来出してしまって、この国民生活の実態

につきまして、いろいろ調査、研究をした結果を発表しております。しかし

これもどうもデータ不足といいます

こと、分析が不十分であるということ

を、もう少し突っ込んだ国民生活の実態というものを、総合的な見地から企

画院としてもつかみたい、またそのつ

かんだ結果というものを行政に反映を

したいという気持がございまして、國

民生活の実態を調査、研究するところ

の、しっかりと機関がほしいという

ことは、われわれ感じておつたわけで

あります。また民間のほうからいま

しても、御承知のように、こういうよ

うに経済が発展して参ります一つの大

きな要因としては、やはり個人の消費

需要というものが相当ふえてくるとい

うことが大きな要因でございまして、

その意味におきましても、民間企業か

らいいましても、国民生活あるいは消

費生活の動向がどうなるかというよう

なことは、やはり常に注目をいたしま

して、そういうものをよく考えながら

各企業というものが経営の方針をきめ

ていく、こうしたことになつていかな

いふうに考えておるわけでございま

す。それから第三項におきまして、

必要がある場合には、企画庁長官の認

可を受けて資本金を増加することがで

きます。しかしその際に政府が出資分に

つきましては、予算で定めた範囲内で

出すということは第四項に書いてござ

りますが、この規定によりまして、こ

とすることは、今度特殊法人の目的か

ら取りまして、もっぱら国民生活とい

いますか、一般の国民の消費生活の安

定向上という点に重点をおいて調査を

やるということを、この目的で、従来

の社団法人であります研究所以は区

別をしておるわけでござります。

それから第五条は、「持分の払戻し等

の禁止」の規定であります。これも大

体例文でございます。

これもアジア経済研究所と同じやり方

にしておりますが、役員いたしまし

れに政府は一億円出資する、民間におきまして、現在すでに経済界が中心になりましたように、これは約一億を予定し

になります。この書き方であります。この書き方

とでこの中で特にちょっと御説明しておきたいと思いますのは、第五の「役員、参与及び会議に関する事項」とい

たしまして、民間からも出資をされる

が一億、民間から約一億というものが、いろいろ働きかけておられまして、

かんだ結果というものを行政に反映をされるとおるわけであります。大体政府

が一億、民間から約一億といふうに考

えておるわけであります。それから第二項

で、この特殊法人の国民生活研究所を

発足させたいといふうに考えておる

わけであります。

「目的」は、ここに書いてございま

すように、国民生活に関する基礎的

かつ総合的な調査研究を行ないまし

て、その成果を普及いたしまして、

もって国民生活の安定及び向上に寄与

するということを目的にいたしておる

わけであります。現在ございまして、

この国民生活研究所の目的は、これとは

ぼ似ておるわけであります。やや違

うことろを申し上げますと、現在の社

団法人の国民生活研究所におきまして

は、国民生活を調査研究して、国民生

活の向上と産業の発展に寄与すること

を目的とするといふうに書いてござ

りますが、この産業の発展に寄与する

ことは、今度特殊法人の目的か

ら取りまして、もっぱら国民生活とい

いますか、一般の国民の消費生活の安

定向上という点に重点をおいて調査を

やるということを、この目的で、従来

の社団法人であります研究所以は区

別をしておるわけでござります。

それから第二条は、「法人格」で、

これは「法人とする」ということで、

公法人的色彩の強い特殊法人といふこ

とになるかと思います。

それから第五条は、「民法の準用」

第二章は、「役員」でございますが、

これもアジア経済研究所と同じやり方

にしておりますが、役員いたしまし

では会長一人、所長一人、理事二三人で内、監事一人以内を置くということにいたしております。

まず会長でございますが、これは特にやはりこういう事業經營に才能のある会長というものが必要じゃないか。一方その設置目的からいまして、基礎的な学間的な活動を行なうものでありますので、所長はそのような分野で十分才能を發揮できるような人材を必要とするという意味で、会長、所長と申しますが、所長は任し上げましたよとあります。そこで先ほど申し上げましたように現在の社団法人の研究所は、会長は松隈さん、所長は奥井先生がやっておられるわけであります。なるべくまあ簡素な機構で、しかも能率を上げたいということで、こういう役員規定をおいております。それから会長は研究所を代表してその研究所を総理するということで、会長、所長に代表権があるわけであります。理事は補佐機関とおなじになつております。これもほんとかの研究所の規定と同じ形をとつておるわけであります。

それから会長、所長、監事は、十三条によりまして経済企画庁長官が任命をする。理事は会長の任命でございまして、その場合には経済企画庁長官の認可を受けなければならぬ。こういうことになるわけであります。

それから「役員の任期」、それから「役員の欠格条項」、それから「役員の解任」、それから「役員の兼職禁止」、これも当然のことであります。

それから「代表権の制限」につきましては説明を省略させていただきたいと思います。

それから十九条に「参与会」というのがございますが、これもアジアの経験からますが、これが特に

济研究所に例がございますが、アジアのうちから、經濟企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。」という形になつております。この参与会は会長の諮問に応じまして研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。これは事業計画なり資金計画、収支予算等の決定につきましては、この参与会の意見を、十分参与会で御審議願つて、会長が決定する、こういう形になつたと思つてあります。特に先ほどお話しました國民生活の向上発展のためのいろいろな調査でございますので、そういう一般消費者あるいは労働界界からも学識経験者として適任者がおりますれば、そういう方もこれに入つて顶いたまく。また一般の経済界あるいは行政機関の職員、これは實際には関係学界の各方面に研究を十分していらっしゃる方々、それから所掌事務が研究所の業務に密接な関係のあります関係の事務次官になると思いますが、そういうもので参与会を作りまして、そういう方面的意見を十分反映をいたしまして、この調査研究をやつていただき。こういう形にいたしたいと思うのでありまして、この点につきましては、実は衆議院でも論議がございました。せひ一般消費者代表といいますか、あるいは労働界の代表というようないろいろなものから、学識経験者の適任者があれば、これにせひ御参与あるべきではないか、そしてその方面の調査研究に対する要望等も十分反映すべきであるという強い御希望

がございまして、私どものほうの大臣からもぜひその方向に向かつて努力したいという御答弁があつたようなわけであります。その意味で、アジア経済研究所は十五名でございますが、少し五名ほどふやしまして、二十名以内ということにいたしておるわけであります。

それから第三章に「業務」の規定がございまして、第一条の目的を達成するためには「国民生活の実情及び動向に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。国民生活に関する情報及び資料を収集すること。前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。」それ以外に「第一条の目的を達成するために必要な業務」これにつきましては——第四号につきましては、經濟企画庁長官の認可を受けて実行する、こういうことにしております。

それから二十三条でこの委託によって業務をする。これは民間あたりから業務の委託を受けることもできるよう規定にしております。ただ、たとえばこれはこの目的に反するようなことを民間の会社なんかに頼まれて調査研究することはいけないことでござります。これは經濟企画庁長官の認可を受けなければならぬということにいたしておるわけであります。

それから第四章が「財務及び会計」でございまして、これも大体他の研究所なり、特殊法人と同じ規定でござります。二十四条は「事業年度」、二十五条は、予算につきましては、經濟企画庁長官の認可を受けなければならぬということにしております。それから「財務諸表」につきましても、企画長官に提出いたしてその承認を受け

る。それから決算の報告書等ができるまで、監事の意見を付してこれをも経済企画庁長官に提出いたしてから經濟企画庁長官が受け取らうということになつておるわけでござります。

それから二十八条は「利益及び損失の処理」の規定でござります。それから二十九条は「借入金」、これは短期借入金をすることができるようになつておるわけでござります。

第三十条は「余裕金の運用」でござります。業務上の余裕金、すなわち資本繰り上の余裕現金ができた場合にどういうふうに運用するかということが一号、二号、三号の範囲内にしかこの一号、二号、三号の範囲内にしかこの余裕金は運用してはいかぬということになつておるわけであります。

それから「財産の処分等の制限」、それから三十二条は「給与及び退職手当の支給の基準」を研究所で作る。これは役員、職員につきましても同様でございますが、これは企画庁長官の承認を受けさせるということになつております。

それから第五章は「監督」であります。して、この研究所は、經濟企画庁長官が監督をするということはつきりここで、三十四条で書いてあるわけであります。その関係で、この法律を施行するためには、業務に関して監督上必要な命令を企画庁長官がすることができる。またその関係で報告、検査、立ち入り検査等もできる規定をおいてあるわけでござります。それから第六章は雑則であります。出資者についても出資者原簿の閲覧をして、出資者につきましては、出資者原簿というものを作りまして記載事項をきめておるわけでありまして、これをも経済企画庁長官に提出いたしてから經濟企画庁長官が受け取らうということになつておるわけでござります。

をすることにしておるわけであります。
それから第三十七条は「解散」の規定でございまして、これは財産につきましては、これは出資者にその出資額に応じて解散をする場合に分配する。それから三十八条は、たとえば資金計画等をきめます場合には、これは企画庁長官が認可するわけでござりますが、大蔵大臣に協議をする。それから必要な總理府令を定めるときにもこれは会計上、経理上の必要がございますので、大蔵大臣との協議の規定を置くわけであります。
それから第七章は「罰則」でございます。三十九条、四十条、こちらもまた大体ほかの研究所、特殊法人の例文になつておるわけでございます。
それから附則でございますが、「この法律は、公布の日から施行する。」ということで、これは他の特殊法人の設立の手続と大体同じでございまして、まず会長、所長、監事となる者を指名をいたしまして、それから設立委員というものをおきまして、設立委員が全部所要の手続をいたしまして、そうして会長となるべき者にこれを引き継ぐ、こういうことになるわけであります。
設立委員が政府及び民間からの出資といふものの払い込みを求めることになつておるわけでございます。
それから先ほどちょっと申し上げましたこれは附則の第八条でございますが、社団法人国民生活研究所からの引き継ぎということで、昭和三十四年九月四日に設立を許可された社団法人国民生活研究所、これは先ほどちょっとと去年の九月にできたと申し上げましたがが、その前に実は国民生活研究協会と

いうものがございまして、それが名称変更した形ででき上がっておりますので、こういう規定になつておるわけであります。が、この特殊法人国民生活研究所ができますというと、これは解散をいたしまして、一切の権利義務を承継をすると、そういうことを自発的に社団法人国民生活研究所が申し出ることができる、その申し出によりまして設立委員会がそれを引き継ぐと、こういう形になつておるわけであります。これは最近の特殊法人ができます場合の引き継ぎの規定は、こういう形になつておるわけであります。

置いておるわけであります。第十二条の規定を置いておるわ
けであります。

以上がごく簡単でございましたが、
今度御審議をお願いいたしまする国民
生活研究所法案の法文の概要について
申し上げた次第でございます。

○委員長(武藤伸介君) 本案の質疑は
都合により次回に譲ります。

○委員長(武藤常介君) 次に、中小企業団体の組織に関する法律の一項を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田法暗君 小中企業団体の組織に関するこの法律の成立当时、審議に十分参加いたしませんでしたから、お教えをいただく分も含むことになります。

というのは従来の不況カルテルの場合には、その団体の構成員であります組員等、あるいは組合員なり組合でありますわけであります。それが存立が危う、なつたということで、不況カルテルが独禁法に対する例外として認められる。ですからそれはそういう要件で、それから自主性云々ということが、自發的に作る云々ということで、不況カルテルが認められるわけであります。合理化カルテルの場合に、これは組合員の存立というものが直接認められるというわけではあります。したがって、合理化カルテルを中心として、加入、脱退のいわば自由度である程度制限するということについては問題があるのでないかと、こう考えますだけにお尋ねをしておるわけです。そして法的な規制あるいは強制力で、不況カルテルにしても合理化カルテルにしてもできるべきではなくて、中小企業あるいはその組織において、あとで質問をいたしますけれども、助成その他の国際援助、指導によって組合に入ったほうが有利だ、こういうことで、自発的に入り得るようになるのが現在の憲法なり法の建前からするならば当然じゃなかろうか。したがって、加入、脱退の自由というものが保障をされなければならぬと思うのですけれども、その合理化カルテルが不況カルテルの場合以上に憲法上納得あるいは現在の民主的な建前からする原則に抵触してまで、合理化カルテルを認める理由についてひとつお尋ねしたいと思います。

成して、その組合員が組合員全体の話し合いによって、技術の向上、品質の改善、原価の引き下げ、あるいは能率の増進、その他経営の合理化のために、特に必要な場合に合理化カルテルを作るという建前でございまして、合理化カルテルにつきましては、組合員の自主的な協定という建前を貰っております。規格につきましては、私どももほかの合理化カルテルにつきましてアウトサイダー規制命令を拡げていきますことは、不況におけるわけでございまして、ただ規格に関する限りでは、アウトサイダー規制命令を認めていこうということにいたしております。規格につきましては、私は、一般的にアウトサイダー規制命令を拡げていきますことは、不況に対する安定のためにぜひ必要であるという場合と、合理化の目的のためにやる場合と、そこに差があろうかと考えまして、よりよくしようという協定に對して、一般的にアウトサイダー規制ということとは、この際としては適当ではないかと考えましたが、規画に関してはやはりこの際企画を統一するまでは、規格についてだけ例外的に員外者規制命令を認めようということにいたしておるわけでありまして、この点につきましては前例といいたしまして、機械工業振興臨時措置法の中におきましても、三十六年の改正かのときには、その点規格についての員外者規制の規定を認めたわけでございまして、そういう趣旨で、私どもとしてはこの改正案の趣旨がそういった意味において行き過ぎになることはないと、かように考えておりますが、またなお運用

〇吉田法晴君　組合員外規制についても問題がある。最小限度にしばた、こういうお話を。加入脱退の自由についても加入命令その他で制約がある。それからまあ自主性云々が、不況カルテルの場合よりも、今度の改正で減ったんではないかという感じがするのは、たとえば第一条等についても「自主的に事業活動を調整する」というのを「事業の改善発達を図る」あるいは云々と、こういう点と自主的調整という点が削られる。それが不況カルテルの場合には存立が脅かされているから云々ということですけれども、合理化カルテルの場合には存立が脅かされるというよりも、その第一条にありますように、やはり改善なんです。中小企業それ自身の改善発達をはかるということですから、それならば自主的な加入あるいは脱退の自由、あるいは規制というのが、それが自主性を根拠に置くか、それとも若干の規制をするにしても、その規制の根拠がなければならぬ。その理論的な根拠は、あるいは憲法上の原則を含みますと、法律的に現行法制における法理的な根拠がなければなるまいと思う。その法理的な根拠は何ですかとお尋ねしておる。

では、合理化カルテルの目的達成のために、強制加入命令は発動できないというふうに解釈されるわけでございまして、この点は、合理化カルテルは、あくまでも業界の自主的な協定によって進めていくという考え方立っています。この点につきましては、十分先生の御質問のお答えになつて、かどうかわかりませんが、私どもとしましては、今回の合理化カルテルを入れますことによって、団体法が非常に自主性を失つた、いろいろ御心配の点に触れるような問題はないと考えておる次第でございます。

○吉田法晴君 そうすると、その五十五条の加入命令は、不況カルテルについて規定をしておるのであって、合理化カルテルについては、その五十五条の一項ですか。これは適用がないという御説明のようですが、そうすると、合理化カルテルの場合にはどれでいくんですか。五十五条の適用は全然ないということですか。

○政府委員(大堀弘君) 五十五条の適用はございません。したがいまして、合理化カルテルの目的を達成するというためには、これは組合員の自主的な合理化カルテルといいますか、合理化のための自主調整ということでやるべきが原則でございまして、ただ唯一の例外は、員外者規制命令として、規格に関するだけ員外者規制命令を入れておるという点であります。

○吉田法晴君 員外者規制の問題もございますが、加入脱退について、五十五条は合理化カルテルにも適用をされるのではないかという疑いを持つたわけですが、法が改正され、不況カルテル、合理化カルテル、二つあるとしても、不況カルテルについては、従前同様の不況カルテルに対しても五十五条が適用があるけれども、合理化カルテルについては適用がない、こういう御説明、そうすると、これは法の解釈ですが、その法の解釈はたとえば組合の規約というのですか、あるいは届出の際の認可等で、認証等で保障をされるわけですか、その解釈がどういう形で保障されるか、というのは、これはその不況カルテル、合理化カルテルと論理的に私どもは分けるけれども、実際につながった組合が、これが不況カルテルであるか、合理化カルテルであるかとい

ことは、その組合にとつては、この組合自身にとつては、この組合自身にとつては判然と、何とありますか、自覺するについては、規定なり何なり、届出事項にある、定款じり何なりで、組合自身のあれの中にありますから不況カルテルとしてできたものが合理化カルテル的な動きをしないという保証は、今までは法の上ではあっても、あるいは契約の上ではあっても、それをチェックする制度がはつきりしなければ、今までできておる工商組合の中で、五十五条に基づいて加入命令を申請をするといいますか、そういうあれも必ずしも絶無とは言えないのではないかといふ感じがしますが、どうですか。

○政府委員(大堀弘君) 改正法案の第七条の四号が不況カルテルで、従来規定期に並ぶわけでございますが、五十五年に合理化カルテルが新しく規定されるわけでございまして、この法律これは主務大臣が認可し、あるいは政官庁が認可するわけでございましてが、この場合に不況カルテルである四号カルテルであるか、五号カルテルであるかということは、目的が明らかに違いますので、取り扱いを別にして参るわけでございますが、今回加入命令の五十五条の法律規定について、法案の整理上改正をいたして参るわけでございますが、今回命令は組合以外のものの事業活動が第七条第一項第四号に掲げる事態の克服を阻害しておる。十七条第一項第四カルテルの場合に限つて加入命令とすることがはつきり書いてありますから、合理化カルテルによる調整規定について五十五条の加入命令を発動することがないということをはつきり法

上言えると思います。これは改正法案の中にはつきり「第十七条第一項第四号に掲げる事態の克服を阻害しておられることにいたしております。」ということにいたしております。

○吉田法暗君 五十五条の五項ですか。

○政府委員(大堀弘君) これは法律の整理のほうで直しておりますので、お手元に「中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(現行法改正法対照表)」というのがございまして、その三十六ページのところに加工命令の規定がございますが、ここに上段に線が引いてござりますところが、今度新しくなる条項でございまして、この五行目に、「第十七条第一項第四号に掲げる事態の克服を阻害しておられることにいたしております。」というふうに書いております。この四号というものがただいま申しました不況カルテルを結成する場合と、となるわけでございますが、合理化カルテルの場合は十七条第一項五号になるわけでございます。これは国務大臣が発令する命令でございますから、主務大臣において法律の適用上はつきり書いておりますから、この規定に従つて合理化カルテルのために加入命令を出すということはないということになります。前段のほうにも「次の各号に掲げる要件を備え、かつ、安定事業を実施している商工組合の地域内」というふうに書いておりますので、この点に付いてはきわめてはつきり明らかになつておると考る次第であります。

○吉田法暗君 もとのやつは十七条ですね。

○説明員(加藤悌次君) それじゃかわりまして説明申し上げますが、今

度の商工組合の事業としてその対照表にございますが、一番大きな変化といふのは、対照表の十ページのところに五号ということで掲げてございますが、これがいわゆる合理化事業でございます。これが加わりましたために、第十七条自体の法の体裁が変わります。それが従前の不況カルテルの規定を第四号に置いたわけでございまして、従前のいわゆる不況カルテルの規定を第四号に置いたわけでございまします。八ページでございますが、第四号、それが従前の不況カルテルのための規定ということになつております。したがいまして、そういう法の形式の変更に伴いまして五十五条の実体は従前と変わらないわけなんでございますが、十七条の規定がそういうふうに変わりました関係から法律の表現を変える必要があるということで、五十五条の形式上の改正があるわけでございまして、今長官から御説明申し上げましたように、五十五条规定は従前の五十五条规定と実体的に全く同じでございまして、今長官から申し上げました要件がございます安定事業を実施している商工組合、これが一つであります。その定事業という表現でこの法律は統一されておりましたが、今までの場合はこれを合理化事業と、それから不況カルテルの場合を二つに分けまして合理化カルテルの場合と定事業という表現でこの法律は統一されているわけでございます。したがいまして、この五十五条规定を読んでいただきますと、安定事業を実施している商工組合の地域内、これではつきりすると思います。それから、もう一つの「十七条第一項第四号に掲げる事態」つまり不況の事態でございます。そろ

いと、こういうことで実質的には全然変わりがな
○吉田法晴君 ちょっとと今の説明で、
五十五条の安定事業を実施していると
いう、直ったところですね、前の場合
では、「次の各号に掲げる要件を備え
云々」ということで、これは不況カルテ
ル以外はなかったのですから問題はな
いが、「安定事業を実施している商工
組合」ということで、不況カルテルだ
けだというわけにはいかぬ。あとの
ほうの、第十七条第一項四号に掲げる
事態の克服を阻害しておる云々という
点であれですけれども、今の御説明で
は、安定事業、それから不況カルテ
ル、不況という文字で分けてあるとい
うお話ですが、そうすると、その前の
ほうのあれからいうと、安定事業を実
施している商工組合の中には合理化カ
ルテルも入るわけじゃないのですか。
○説明員(加藤謙次君) ただいまも御
説明申し上げましたように、今度のこ
の法律では合理化事業とそれから安定
事業を総括しまして調整事業とは言つ
ておりますが、調整事業を二つに分け
まして、一つは合理化事業、これが第
十七条第五号で規定しておりますいわ
ゆる合理化カルテルでございます。そ
れからもう一つの安定事業、これが從
前のいわゆる不況カルテルに該当す
る、十七条第四号の規定による從前ど
おりの不況カルテルでござります。
○吉田法晴君 わかりました。そうす
ると、条文上は不況カルテルはここで
いう安定事業を実施している商工組
合、それから合理化カルテルは合理化
云々ということを掲げてあるし、五十
五条の加入命令の項目は合理化カルテ
ルには適用はないのだ、条文上の説明

は。わかりました。ただ先ほど申し上げました合理化カルテルとして成立をしたものが不況カルテルに転化する危険といふものがどういう法の建前でチックがしてあるのか。というのは、不況であるかないかという問題はなかなかむずかしい問題です。今の状態をインフレであるかデフレであるか議論のあるところです。それから不況が起きたつあるのじやないかという意見に対しても、いや所得倍増計画は順調に進んでおり、こういう総理の態度表明がなされておるわけです。その事態について、あるいは商工組合の分野について、事業不振といいますか、あるいは自由化その他で不況がきたと判断をした場合に、その運用について不況カルテル的な動きをする危険といふものはないわけじゃないのでしょうか。それは全然組合を作り直さなければ、あるいは不況カルテルとして認可をとり直されねばやれぬ、こういうことです。

○政府委員(大堀弘君) 合理化カルテルと不況カルテルでは目的が明らかに違っておりますので、これはいずれもそれが認めを要するわけございますが、これは運用上私どもとしては十分注意をして参らなければならぬ点だと思いますし、また同時にいすれも正取引委員会の同意を必要とするといふことに参りますから、この点については合理化カルテルを、何と申しますか、悪用して不況カルテル的に運用するということのないようになりますが、これは明らかに別の性質のカルテルでございますから、内容につい

ては混同のないようにして参りたいと思います。

○吉田法晴君 もう少し、合理化カルテルが不況カルテルに変わり得ないとおっしゃるのを常に見ているわけじゃありません。それから公取にしても同様であります。ですから、合理化カルテルが不況カルテルに転化する危険は、こういうことでチャックしていくのだという行政的な手段といいますか、チャックして得る方法を具体的に説明せられると、十分納得がいかんと思うのです。

○政府委員(大堀弘君) このカルテルの判定基準につきましては、現在でも安定審議会にかけておりまして、當時やつておりますが、相当詳細な説明をして、審議をして、安定審議会の意を受けてきめることになつております。

○政府委員(大堀弘君) 現在までのとおり、そういう意味の問題は聞いておりますが、組合の加入脱退は原則として自由になつておるわけですが、その命令が、組合自身で出さなければそこでチャックできますけれども、主務大臣が命令するということならばチャックできますけれども、しかし危険性は全くないわけじやなかろうと思ひますから、その辺のチャックの例から見ましても、合理化カルテルと不況カルテルとが混同されるというふうに考へておられるのでございます。

○政府委員(大堀弘君) 合理化カルテルにいたしましても、不況カルテルにいたしましても、組合が調整規程を作ります場合には、主務大臣の認可を要するわけでございます。これはその点で勝手な組合が認可を得ずによります場合には、主務大臣の命令で、調整規程の変更命令あるいは認可の取り消しという処置ができることがあります。これはその点まで問題になるような運営はなかったということでしょうか。

○吉田法晴君 公取の委員長も、大体この法律の規定によつて措置される話、私のほうとしても、少なくとも今までそういうことは、法律上できないわけではありません。加入脱退につきましては、お話をございましたが、加入命令は主務大臣が出すわけございますが、組合

が勝手にいろいろそういうことをやけでございますが、ただいまちょっとお話をございましたが、加入脱退の自由というものはできるだけ確保しようという建前であります。加入脱退につきましては、お話をとおり、われわれの立場といったことは認可とかいうことで、いわば具体的に一つ一つの商工組合の活動をチャックして云々ということですけれども、それでは認可とかいうことで、いわば具体的には十分考えているわけでございま

す。

○吉田法晴君 中小企業庁長官と公取の委員長にお伺いをいたしますが、従来の不況カルテルがきて、そして申請してくればこれはチャックできるという制度上のチャックの方法を、それがあなたたちがいつの間にか転化しないように監視をするとおっしゃるのを常に見ているわけじゃありません。それから公取にしても同様であります。ですから、規格の調整その他で組合員外に統制力を及ぼそうとするときに、不況の条件があるとして自分で判断をして、それでもし加入云々といふことでチャックしていくのだという行政的な手段といいますか、チャックして得る方法を具体的に説明せられると、十分納得がいかんと思うのです。

○政府委員(大堀弘君) このカルテルの判定基準につきましては、現在でも安定審議会にかけておりまして、當時やつておりますが、相当詳細な説明をして、審議をして、安定審議会の意を受けてきめることになつております。

○政府委員(大堀弘君) 現在までのとおり、そういう意味の問題は聞いておりますが、組合の加入脱退は原則として自由になつておるわけですが、その命令が、組合自身で出さなければそこでチャックできますけれども、主務大臣が命令するということならばチャックできますけれども、しかし危険性は全くないわけじやなかろうと思ひますから、その辺のチャックの例から見ましても、合理化カルテルと不況カルテルとが混同されるというふうに考へておられるのでございます。

○政府委員(大堀弘君) 合理化カルテルにいたしましても、不況カルテルにいたしましても、組合が調整規程を作ります場合には、主務大臣の認可を要するわけでございます。これはその点で勝手な組合が認可を得ずによります場合には、主務大臣の命令で、調整規程の変更命令あるいは認可の取り消しという処置ができることがあります。これはその点まで問題になるような運営はなかったということでしょうか。

○吉田法晴君 公取の委員長も、大体この法律の規定によつて措置される話、私のほうとしても、少なくとも今までそういうことは、法律上できないわけではありません。加入脱退につきましては、お話をとおり、われわれの立場といったことは認可とかいうことで、いわば具体的には十分考えているわけでございま

様のものを作つておつたのを規格で統一する。その規格に関連をして生産方法というが変わってくる。あるいは設備の変わる可能性も全くないわけではない。そうすると、合理化カルテルの運用いかんによつては不況カルテルがやり得る、全部にわたらぬかもしらぬけれども、まあその規格、設備についても若干の影響は、ある程度には制限をし得るということになるのではなかろうか。そうすると、合理化カルテルによつて不況カルテル的な役割を果たすということは全くないわけではないと考えるので、その辺はどうですか。さつき法制上は合理化カルテルが不況カルテルになる心配は全然ないと、こういうお話をしたが。

○政府委員(大堀弘君) これは私ども

であります。それで、先ほど申し上げました二十一条の規定によつて調整規程の変更命令なり認可の取り消し処分等をいたすつもりであります。

○吉田法晴君 認可の際は問題ありますね。これは内容が不況カルテルに相当するものであるか、合理化カルテルに相当するものであるかというところでそこで選別をされるわけです。それでは問題ないとと思う。問題はないと思いまますが、先ほど申し上げた法文の中に出ている文句から、抽象的に制限規制の方法等を見てみた場合に、その技術、あるいは種類、規格、それから種類別の生産数量、生産の数が表には出ておりませんけれども、種類別の生産数量ということでは合理化カルテルの中に出ている。そうすると、ものによりますけれども、その技術の制限、振興法等で從来ないが議論された問題ばかりです。種類別の生産数量の点はこれは種類制限、つまり規格と同時に生産分野を協定しようといった場合、これは機械でございますが、そういう専門化して、その専門化すべき品種以外のものでござりますが、そういう専門化した場合に専門化を徹底する意味において、その専門化すべき品種以外のものでござりますが、そういう専門化のための協定をするといふことか、一定割合を協定するといふことが専門化のための必要上そういうふうな結果となるようなものは認めないと、この点も明らかであろうと考へておる次第でござります。

○吉田法晴君 まあこの法律の中では不況カルテルの分野になるから、そこでそれはそういう運用をもしなさるとしてのならば、それは認可に関係をしてくると、こういうことですか。

○政府委員(大堀弘君) お説のとおりでござります。この合理化カルテルの中でも、「その物の種類別の生産数量に關する制限」ということをいたしておられる組合なりあるいはカカルテルとそれから合理化カルテル、それから商工組合なり商工組合連合会による以前の協同組合、それから他の大企業を含むカルテル、まあいろいろあるわけですが、この中小企業の組織による保護育成ですから、その点はこれに統合する組合なりあるいはカカルテルなりというもののとの分別というのもわれわれ考えるわけですが、問題は協同組合等について從来あまり公取その他の規格を制限をして統一する、これは例が悪いのですけれども、ところがそれルテルでなければできないにしても、規格を統一していくらなものを作らなくてはならないのではないか。たとえばお菓子ならお菓子を作るにして、お菓子の全体の生産数量は不況カルテルでなければできないにしても、

○吉田法晴君 それじゃ価格の点についても同様で、たとえば技術、それから規格、それから種類別の生産数量等についても、それは価格に影響をするが、それぞれのグループ、組合あるいはカルテルについて、その助成の方法あるいは規制、これはまあ大企業のほうは抜け、小企業の助成として、中企業あるいは公取委員会でどういうふうに考えておられますか、関連をお尋ねをしておきたいと思いま

のをやる、それからあるいはある組合は、あるいはあるグループの人たちは、ビスケットならビスケットを作

る、こういう規格を作るかもしれないません。しかしその種類別に分けた生産数量を制限することができれば、全体の生産数量にこれは関係ないわけではありません。それが種類別の生産数量の制限の範囲内であるのか、あるいは全体の生産数量に影響するかということは具体的な場合でなければ判断しにくいと思

いますけれども、その数量なら数量にしても、種類別の生産の生産数量に限つては限りにおいては、これはどうとも文句の言いようがない。それが全体の生産数量に全然関係がない。それがどういうふうにチェックされるので

すか。○吉田法晴君 そうしますと、生産分野を協定をする、あるいは専門化する。そこでその中の、全体の生産数量の中での分野別、あるいは専門化したその分野での生産数量については協定限をすれば、それが全体の生産数量、たとえばさつきお菓子をいよいよ機械といふものについて、全体の数量が制限をされたり、あるいは協定をさされたりするということになれば、それが制限をされたり、あるいは協定をさされたりするということになりますが、それが機械といふものについて、全体の数量が制限をされたり、あるいは協定をさされたりするということになりますが、それが機械といふものについて、全体の数量が制限をされたり、あるいは協定をさされたりするということになれば、それが機械といふものについて、全体の数量が制限をされたり、あるいは協定をさされたりする

○政府委員(佐藤基君) 協同組合等につきましては、法規的に申しますといふと、独占禁止法の二十四条がありまして、その二十四条で小規模事業者の相互扶助を目的として法によって認められた組合については独禁法を適用しないということになつております。ただし――その二十四条の規定のただし書きですが、ただしその行為によつて不当の値上げを生ずるというような場合にはこの限りでない、独禁法によつて適当な措置をとると、こういうことになつております。そこで從来といたしましてはその規定がありましたけれども、最近のよう物価値上げが問題になりました。ときに便乗値上げというものがじやないかという意味におきましては目下十分な審査をしておるという状況であります。

○政府委員(大堀弘君) 私どもとしましては、本来やはり中小企業が大企業

と競争をしていきますため、あるいは相互の過当競争を防いで経営の安定をはかりますためには、やはり組合といいますか、組織化ということが中小企業にとって一番大事な政策の一つの柱でございますので、私どもとしてはやはり行政の方針としては組織化を進めようという考え方にしておるわけでございまが、ただ問題はこれがいろいろと目的をはずれて悪用され、あるいは乱用されるケースについては、われわれとしては監督面から十分の監督をいかなければならぬと考えるわけになります。從来協同組合が、前回

も申し上げたと思いますが、非常に幅広く活動して相当広範に設立されておるわけでございまして、この点は商工組合制度といいますか、団体法の規定があまりに厳格に過ぎて、これが運用できないという面にも一つの私は欠陥があつたのではないかと、かように考える次第でございまして、今回団体法の改正案を御審議いただきまして、これができました上は、今後同業組合的な活動をいたします場合は、できるだけこの団体法によつていただいて、正規の監督をもつて運用についても十分にこれを相当なものと商工組合に変えていくということは、必ずしも実情から見て簡単ではないかと考えていますが、協同組合は本来のやうな活動をいたします場合は、できるだけ商工組合に今吸収をしておきたいことは過去の経験がございまして、これは一挙にこれを相当なものと商工組合を中心運営としては持つて行くのが適当ではないだらうかと、かよう

に思つております。

○吉田法晴君 この法律で商店街については、別にこの法律の中で商工組合を作ることができます。すると、全県的な商工組合のほかに商店街の商工組合を作れると、こういうことになつておる。しかし、商店街なら商店街にしても、いろいろなそれぞれの組合を作り協同事業、協同施設をやるという組合を中心運営としては持つて行くのが適当ではないだらうかと、かよう

に思つております。

○吉田法晴君 この法律で商店街については、別にこの法律の中で商工組合を作ることができます。すると、全県的な商工組合のほかに商店街の商工組合を作れると、こういうことになつておる。しかし、商店街なら商店街にしても、いろいろなそれぞれの組合を作り協同事業、協同施設をやるという組合を中心運営としては持つて行くのが適当ではないだらうかと、かよう

に思つております。

○吉田法晴君 この法律で商店街については、別にこの法律の中で商工組合を作ることができます。すると、全県的な商工組合のほかに商店街の商工組合を作れると、こういうことになつておる。しかし、商店街なら商店街にしても、いろいろなそれぞれの組合を作り協同事業、協同施設をやるという組合を中心運営としては持つて行くのが適當ではないだらうかと、かよう

に思つております。

○吉田法晴君 この法律で商店街については、別にこの法律の中で商工組合を作ることができます。すると、全県的な商工組合のほかに商店街の商工組合を作れると、こういうことになつておる。しかし、商店街なら商店街にしても、いろいろなそれぞれの組合を作り協同事業、協同施設をやるという組合を中心運営としては持つて行くのが適當ではないだらうかと、かよう

に思つております。

○吉田法晴君 この法律で商店街については、別にこの法律の中で商工組合を作ることができます。すると、全県的な商工組合のほかに商店街の商工組合を作れると、こういうことになつておる。しかし、商店街なら商店街にしても、いろいろなそれぞれの組合を作り協同事業、協同施設をやるという組合を中心運営としては持つて行くのが適當ではないだらうかと、かよう

に思つております。

○吉田法晴君 先ほどまあ中小企業組合等が相当広範にほんと大部分がこの組合活動につながつて金融の運用はされておるわけでございまして、われわれとしてはやはり中小企業の組織化の推進のために、できるだけこういった金融面、そういう側面的な面においてあるいは指導の面において、援助の方法について、これは援助はありますけれども、近代化それ自身の金ではおそらく問題になるまいとおもつて、その規制の仕方といいまして、そこでは十分な中小企業対策にはならないじやないか。それから、この商工組合についても形式だけが中止になっていて、その援助云々という点は不十分。そこで、協同組合なり商工組合にして、それから商店街にしても、いろいろなそれぞれの組合を作りにしても、その規制の仕方といいまして、この商工組合についても形式だけが中止になつていて、その援助云々という

ところはいたしておらないわけでござりますが、現在中央及び都道府県の中小企業団体中央会に対しましては、政府から補助金が出ております。また、都道府県からも出でておるわけでござりますが、あるいは税法上若干の優遇を受けるといったようなことはいたしておられます。しかし、直接の助成ということは今のところとつておりません。たゞ金融の面におきまして、商工中金等は、むしろ団体金融を中心、組合及び組合員になつておる、組合のメンバーになつておる方に対する金融といたことで、これらあたりは現在協同組合等が相当広範にほんと大部分がこの組合活動につながつて金融の運用はされておるわけでございまして、われわれとしてはやはり中小企業の組織化の推進のために、できるだけこういった金融面、そういう側面的な面においてあるいは指導の面において、援助の方法について、これは援助はありますけれども、近代化それ自身の金ではおそらく問題になるまいとおもつて、その規制の仕方といいまして、この商工組合についても形式だけが中止になつていて、その援助云々という

会、地区別団体としてのこれはまだ経済事業をやっておりませんが、商工会及び商工会議所に経営改善普及員を設置いたしまして、これに対して三十七年度十億二千万円の補助金を、前年度に対し相当大幅に増額をいたしました。この面を通じて、ことに小規模事業者に対する対策として、直接一般会計からの補助金を出しておるのであります。これが私どもの組織面についての助成といえば、これに該当するわけでありまして、商店街の問題につきましては、本法においては大体改正団体法を利用してお作りになればできるという建前にいたしましたが、商店街そのものについては、かなり町作りその他といった新しい環境の整備といつたような意味も含めて、新しい検討をする問題がありますので、そういう面でわれわれとしてはさらに検討を進めて参りたいと思うのであります。今回の改正案では、特に、したがって商店街組合連合会という名称の専用を入れようかと思ったのでございますが、これは削除してございまして、この中の一つの商工組合としての態様として、これを利用してやられることはできるわけであります。特に商店街ということを今回の改正法では打ち出していくわけであります。

なお、最後の合理化の問題につきましては、私どもやはり中小企業の近代化、合理化ということが当面最も重大な政策であると考えておりますが、補助金につきましては、もちろん私どももこれは十分でないと考えております。しかし昨年度三十億に対し来年度は四十七億、従来の償還金、府県の補助金を入れますと、大体三十七年度

の運用規模は百二十億円になるわけであります。従来、数年前と比べますと、非常に画期的な拡大をいたしております。今後さらに努力をするわけでありまして、今後さらに努力をするわけではなぬと考えておりますが、現状はそういうことでございま

なお、私どもは、近代化の問題について、きましては、近代化補助金が、むしろ見る、採算に乘りにくい設備ということことで、非常に小規模な設備を考えているわけであります。近代化としては、主として金融対策——中小企業金融公庫、商工中金あるいは国民金融公庫、この三機関を通ずる財政投資、これ來年度千百二十五億円を当初計画として計上いたしておりますが、昨年の八百四十億に比べて三四%の増加をはかっております。本年度は、年度途中に力を入れておりますが、今後もさらに

で、近代化文々ということになりますと、設備資金になると思うのですが、従来の三機関の金融にして千百二十五億、三四多ふえるという話ですけれども、これはほとんど流通資金、設備資金に大部に入るのですが、地方での実情を見ると、私はそれが設備近代化資金に大半入っておるという印象を持たなかつたわけですが、それでもこの近代化促進費として四十七億、四十七億という金で設備の近代化ができるか、全体の中小企業の水準を引き上げあるいは近代化合理化ができるかといふと、それはなかなかやはり問題だと思うのです。そこでそれを商工組合一本ということではなくて、実態がいろいろ商店街なら商店街あるいは下請をしておる下請業者なら下請協同組合など、それぞれについてその実情に応じた組織のあり方、それから助成援助の仕方というものが分かれなければならぬ、あるいは細目、細分をしておればならぬだらうと思うのであります。さつき商店街が出来ましたけれども、それじゃ環境衛生についてはどうだ、あるいはサービスその他の方針について、あるいは生産と販売あるいはサービスというものがいわば混在しているというか、相関連をしておるところが中小企業の特徴だと思うのですが、その中で近代化をしながらできるだけ設備の改善をやりながら全体を引き上げていくためには、一つの商店街についても何百万、あるいは一千万をこすという金が必要なんですが、設備の近代化に三十五億程度の問題では、おそらく天井から涙以下だらうと思う。それから千百二十五億と言われるけれども、これにしてもその需

要の三分の一か半分程度だと私は思うのですが、その組織法の規定の仕方、それからその融資については、さうに努力をされなければならぬと思うのですが、重ねて御答弁願います。

○政府委員(大堀弘君) 共同施設補助金四十七億だけでは、御指摘のとおり、私どもとしても中小企業全体の近代化資金から見ればきわめて一部にすぎないわけでございまして、政府の三機関の千百二十五億と申し上げましたが、この中で中小公庫は、ほとんど九〇%設備資金でございます。商工中金につきましても、半分程度は大体設備資金に運輸資金もありますが、設備資金に重点を置いております。国民金融公庫もかなり設備資金に重点を置いてやつておるわけであります。さらに私どもこの政府三機関合わせましても現在貸付残高が五千億程度でございますが、中小企業全般に対する貸付が六兆億円、結局これは都市銀行、市中銀行、地方銀行、あるいは信用金庫あるいは相互銀行あるいは信用協同組合といつたところの資金が中小企業に全体として流れ込んでおるわけでございまして、私どもとしては設備近代化ということを考えます場合に、やはり市中の金を中小企業のはうにいかにして流すかということにつきましては、昨年以来、ことに金融調整の段階においては注意して参ったわけでございまして、やはり全体の金を動かしませんと、政府の金だけでござりますと、そろそろは、限定されてくるわけでございますので、ですから全部というわけには参らないと思つております。ただ私どもいたしましては、政府の財政投融資計画の中で、やはり中小企業に

対して相当重点を置いていくということも大事なことであります。また予算面でも四十七億の資金等を今後もできるだけふやしていくという努力を重ねていかなければならぬと考えておるわけでございます。特に商店関係につきましては、従来工場生産については割合に金融の面でも、助成の面でもめんどうを見ております。商業対策が不十分じゃないかという声を伺うわけでございますが、私どもその点は相当反省をいたしております。商業面でもめんどうを見ています。共同施設補助金等についても本年度三億円、去年の倍額になつたわけでございますが、還付金等を入れまして、運用規模は十億くらいになるわけでござりますが、これにつきましても商店街の共同施設、合理化のために必要な共同運搬とかあるいは共同保管設備とか、あるいは共同の宿舎を作るとか、アーケードを作るとかいうような形の共同施設に対して特ワクを設けて、運用上も十分配慮して参りたい、かように考えて検討いたしております。

るかどうか、均霑をしているかどうか
思つたわけです。

のじやないか。これは環境衛生組合の

なっております。したがいまして、わ

合理化カルテルによつて技術あるいは

といえば、ボス化なり、あるいは、一部のものの、何といいますか、実質的な力が強くなっているのを防ぐという問題がありますが、いわば商工組合の民主的な運営についてははどういうよう

に指導をしていかれるか、あるいは法律に関連をする行政的な指導、運営の問題だろうと思うのですが、それについてははどういうふうにお考えになつておりますか。

それから最後に、この間、この法案に関連をして物価問題を伺いましたが、中小企業の存立と、それから消費者といいますか、あるいは他の国民との利害の調整という問題、不況カルテルの場合にはその中小企業の存立が問題である云々ということですから、これは先ほどカルテル行為の根拠といふことでお尋ねをしたのですが、さらに、不況カルテルから合理化カルテルと広がって参りますと、不況カルテル

場合についても、あの法律を作るとかにはそれによって何といいますか、サービス料金が上がるとは限らぬ、こういうことであつたろうと思うのですが、その後の実態を見ますと、サービスに関する価格が上がるのは、これは一般国民水準が上がるのと同じに、当然じゃないか、こうまあ池田総理等も言っておられるわけですけれども、問題はその中小企業の近代化あるいは商工組合の近代化それ自身が中小企業者

れわれとしては、やはり一般消費者の利益を害するところがないように、十分認可の際、その他運用の面につきましては、監督をしていかなければならぬい、こう考えておる次第でございまます。ただ、合理化カルテルそのものは、本来技術の向上をはかり、あるいは原価の引き下げ、能率を増進するということがねらいでございまして、中小企業が一番大企業に比べて困つておる点は、先生御承知のように、生産性格善と、うなごことで、吉野島さんばかりでなく、

能率の向上、それによる価格の合理化を
といいますか、低下といいますか、そ
れから生産性の格差をなくしていくこ
う、少なくとも縮めていく、こうい
う目標がある以上、それを可能にする
金融にしてもあるいは予算にしても
これは当然なければならない、法律で
とにかく組織を作る、そしてそれに
よって技術、能率の向上あるいは生産
性の格差の解消等に努力すると言つ
たって、法律自身がそれを目ざしてお
るならば、それを可能にする方法とい

これはやはり組合員全体のための組合でなければならぬ、一部のボスと言つてはなんですが、一部の人のために利用されるようなことがあつてはならぬと考えておるわけでございます。私ども特にそういった個々の組合の運営の内

合の内部に非常に問題があり、不平がある、そういうことがわかれわれの耳に入りますれば、行政指導において十分監督して参りたかった、かように考え

方法が譲ぜられて、そして設備が近代化していく、あるいは近代化に基づいて合理化される、そして、いわば、生産といいますか、あるいはサービスのコストにしても、下がるというのならば、これは問題はないわけです。しかしそれが十分でなくて、さつきから近

な方法も含めてお伺いをしたいところですが、あるいは今までのような中小企業庁あるいは審議会それから目付役としての公取以外に、もう少し民主的な組織というのも必要じゃないか、助成と援助を含めてこうした国民との利害の調整について機関が必要ではないかという感じがするのですが、

ねということになりますので、この合理化のためにやはり業者間が協定をして、全体として、中小企業の体質の改善をはかるということがねらいでござりますから、私どもやはりその目的に沿うように運用していかなければならぬと考えておるわけでございます。この助成面につきましては、先ほど来具

かぬでしょう。具体的に技術なりあるいは能率の向上なり、あるいは生産性の格差等を解消しようとするならば、どの程度のことを目指しておられるのか、具体的に伺いたい。

○政府委員(大堀弘君) これは具体的にと言いましても、なかなか合理化の目標ということは、業種ごとにいろいろの事情が違っておりますので、現在

まだお仕事ですかね。具体的な問題があなたに及ぼす影響がございませんから、私もそれ以上追及はいたしませんけれども、これは他の協同組合についても從来よく聞くところでありますし、それから下の末端の商工組合についてははとにくんであります。ですが、連合会その他になつて参りますと、わざかな経験でありますけれども、多少問題がないわけでもないようなんから、その点については具体的に実は、その方針があれば、承りたいと

足りる足らぬという話も出てきましたが、あるいは三機関の融資の問題も出ましたけれども、まあ私見でいと、組織的な規定だからかもしれませんけれども、どうもこの法律は形式で、その裏はない、助成の裏づけはない。あるいは近代化、合理化を可能にする根拠はこの法律の中自身にはないわけです。そうすると、不十分な助成方法の中でカルテル行為だけが前面に出るということになると、一般国民との間の調整というものはたいへん問題になる

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のよう
に、合理化カルテルによつて消費者に
不当な不利益を与えるというようなこ
とがあつてはならぬわけでございまし
て、この点については法律の十九条の
認可の要件として、一号から四号まで
ございますが、合理化カルテルについ
ては、三号の「不当に差別的でない
こと。」四号の、「一般消費者及び関連
事業者の利益を不当に害するおそれが
ないこと。」ということが認可の要件に

○吉田法暗君 しかしこの法律自身で
おどもはこれはやはり組織法でございま
すから、助成は組織法と別に、金融
面、あるいは財政、予算面でできるだ
けこれは活用して参らなければならぬ
と考えておるわけでございますが、こ
れはもとになります組織法でございま
すから、これはそこまでのことを考え
ていないわけでございますが、そうい
う意味で御了承いただきたいと思つて
おります。

るの事情が違っておりますので、現在中小企業振興審議会において業種別振興対策として業種ごとの検討をいたしておりますが、その結論として、やはり改善事項ということを勧告して、それによって他の政府の施策においても、金融面の他の面でできるだけその改善事項が実行できるよう運用していくことかし、また事情が違いますから、一般的に目標ということは申し上げられないのでござります。大企業と比べて

中小企業の生産性の格差というものは大体二分の一から三分の一という実態になつております。少なくとも相当程度までこれは上げていかなければならぬ、かように考へておるわけござい

ます。

○吉田法晴君　いわば組織だけは作る、ところがその組織の作り方が商店街とかあるいは下請とかあるいはその機能を中心にするということで、実態に即していないものだから、組織自体が。その施策というか、法が目ざしておる技術とか能率の向上とか、あるいは生産性の格差の解消とかいうものが具体的に出でこない、それはまあこれからやるゆる審議をしましょと、こういうことで、いわばそれを可能にする、法の目ざすところを可能にする方法といふものは、この法律に関連してはないと、こういうことでしょう。それじゃその何といいますかね、あと

の調整方法でも具体的な方法といふのは、これから審議をしてあれすると、いうことで、当面はないという理解でいいですか。質問をいたしました中の国民の利害との調整、中小企業の組織によつて技術、能率、あるいは生産性の格差等、中小企業それ自身の向上についても具体的な裏づけがないのです、あるいは少なくとも立つておらぬ、それはないとということをわかつたということ満足するにしても、あとついても具体的な裏づけがないのです。それには認可されないこと

は、私も初めから承知しているんです

けれども、ところが實際やつてみた、運用の上で調整機関については、欠けております。少なくとも相当程度までこれは上げていかなければならぬ、かのように考へておるわけござい

ます。

○吉田法晴君　審議会でというばかりでなくて、中小企業組織それ自身も民主的にならなければなりませんが、それを取り巻いて

審議会でと、かりでなくて、中小企業組織それ自身も民主的にならなければなりませんが、それを取り巻いて

までの通産大臣あるいは公取あるいは

社会党は中小企業基本法の中でそ

う構想を出しているのであります。

○吉田法晴君　これまで終わりますが

で、御期待に沿うように一生懸命指導

いたしてやりたいと思います。

○政府委員(大川光三君)　ただいま御

指摘ごとにごもつともと考

えます

ね。中小企業庁長官から御了承をいた

だいたい」ということですけれども、

せつから合理化カルテルを作るけれども、その目標としている技術なり、能率の向上あるいは大企業との生産性の格差を解消したいと言ひながら、どういう方法で、各分野についてどうしたらそれじゃ三分の一あるいは二分の一のものが縮まるかという、目標という意味で裏づけがないと、こう申し上げた。それから融資についても、それは先ほどからあれしていましたけれども、需要額に対して、要望額に対する半分とか、三分の一とかいうような実情は、これはそういう点からいってもそれは不十分、ですから中小企業を組織して、それを近代化していく、あるいは大企業との格差を解消しようとするのならば、その裏づけのとにかく具体策をつけて立てるべきじやないか、こういうことを申し上げたんです。

とどめます。

○委員長(武藤常介君)　他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

ましても、中小企業庁は、この合理化推進のためにあらゆる施策を集中し

て、予算面でもやつておるわけでござりますので、その点を御了承をいただきたいと思います。

一、産炭地域振興事業(同法案閣法第七七号)(予備審査のための付託は二月二十一日)

月二十一日)

付託された。

一、産炭地域振興事業(同法案閣法第

七七号)(予備審査のための付託は二

月二十一日)

昭和三十七年四月五日印刷

昭和三十七年四月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局